

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【公開番号】特開2011-60092(P2011-60092A)
 【公開日】平成23年3月24日(2011.3.24)
 【年通号数】公開・登録公報2011-012
 【出願番号】特願2009-210471(P2009-210471)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 21/24 (2006.01)
 B 4 1 J 29/00 (2006.01)
 B 4 1 J 29/38 (2006.01)
 B 4 1 J 5/30 (2006.01)
 H 0 4 L 9/08 (2006.01)
 H 0 4 L 9/32 (2006.01)
 G 0 6 F 3/12 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 12/14 5 2 0 D
 B 4 1 J 29/00 Z
 B 4 1 J 29/38 Z
 B 4 1 J 5/30 Z
 H 0 4 L 9/00 6 0 1 B
 H 0 4 L 9/00 6 7 5 B
 G 0 6 F 3/12 K

【手続補正書】
 【提出日】平成24年9月5日(2012.9.5)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0021
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0021】

ポリシー管理装置10は、管理対象の文書についてのセキュリティ(情報保護)のための制御又は管理を行う装置である。管理対象の文書には、紙文書も電子文書も含まれる。ここで、電子文書とは、文書をあらかじめ定められたデータ形式で表現した電子的なデータである。電子文書には、例えば、ワードプロセッサや表計算等のアプリケーションで作成された文書ファイルも、紙文書をスキャンして得た画像データファイルも含まれる。紙文書は、紙面に文書内容を筆記又は印刷したものである。このポリシー管理装置10での管理対象となる紙文書は、ポリシー管理装置10に登録された管理対象の電子文書を印刷したものである。すなわち、このシステムでは、ポリシー管理装置10が管理する電子文書には、当該文書を一意に示す識別情報とポリシーに対応する文書公開鍵と、が付与されている。その電子文書を印刷する際に、その識別情報が文書内容と共に用紙に印刷されたり、用紙に装着されたRFIDタグなどの記録媒体に書き込まれたりすることで、印刷結果の紙文書が、ポリシー管理装置10の管理対象となる。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0067
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

【 0 0 6 7 】

この例では、乱数 r に対してチケット(T)とトークン 210 を用いて署名値を計算したものをレスポンス(R)とし、公開鍵(e, n)を用いて署名の検証を行うこととしているが、検証の方法は、前記の署名検証に基づくものに限らない。例えば、乱数(r)を生成し、乱数(r)を公開鍵(e, n)で暗号化したものと、暗号化した乱数($r^e \bmod n$)、当該紙文書の公開鍵(e, n)およびユーザが要求した操作内容(o)の組をチャレンジ(C)として、チケット(T)とトークン 210 を用いて同様の計算を行い、チャレンジ(C)に含まれる乱数(r)を公開鍵(e, n)で暗号化したものが正しく復号されていることに基づき検証を行ってもよい。